

平成25年1月22日

山林所有者 各位

京都市北区上賀茂二軒家町9番地  
京都市森林組合  
TEL 075-722-3622  
FAX 075-722-3696

## 平成24年分山林所得に係る伐採(譲渡)証明受付会について

謹啓

初春の候、時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。平素は、当森林組合業務につきまして格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、標記の件を下記のとおり実施致しますので、必要な方はお越しく下さい。

なお、当日お越しになられない方については、1月末までに、京都市林業振興課(京都市役所内)までお越しいただきますようお願い致します。

敬具

### 記

(日時と場所)

- |       |   |
|-------|---|
| 1. 日時 | 平成 25年 1月 29日 (火)<br>午前10時から午後3時まで        |
| 場所    | 京都市森林組合 北山支所 会議室<br>(北区中川川登74番地)          |
| 2. 日時 | 平成 25年 1月 30日 (水)<br>午前10時から正午まで          |
| 場所    | 京都市森林組合 雲ヶ畑支所 会議室(2F)<br>(北区雲ヶ畑中津川町265番地) |
| 3. 日時 | 平成 25年 1月 30日 (水)<br>午後1時半から午後3時まで        |
| 場所    | 京都市森林組合 本所 会議室(2F)<br>(北区上賀茂二軒家町9番地)      |

(お持ちいただくもの)

1. 印鑑(認印)
2. 証明手数料 1通につき350円  
※ 郵送希望の方は、別途郵便料金が必要となります。

(注意)

- ・譲渡証明については、同封しております「組合だより第11号」の税制特集①の注1をご覧ください。
- ・山林所得とは、山林を伐採して譲渡するまたは、立木のままで譲渡することによって生ずる所得をいいます。したがって、伐採経費の証明ではありません。ご注意ください。
- ・事前に計画等が立てられていない場合、証明が受けられないことがありますのでご注意ください。